

きた住まいるサポートシステム活用のご案内

「省エネ性能の説明義務化」に

サポートシステムをご活用ください

住宅(300m²未満のもの)等の設計に際して、令和3年4月から建築士が建築主に対して書面で省エネ性能について説明することが義務化されました。

説明の際に、住宅の省エネ性能を見える化し建築主にわかりやすく説明できる“住宅ラベリングシート”をご利用いただけます。

住宅ラベリングシートは、「きた住まいるサポートシステム」に建築物の情報を入力するだけで作成され、印刷することができます。

* 下記のような住宅ラベリングシートの作成には、事前に住宅の概要、住宅性能などの入力が必要です。詳細につきましては、電話でお問い合わせください。

住宅ラベリングシート

省エネ基準への適合・不適合だけでなく、省エネ基準からの削減率等を見える化

※1 写真は住宅完成後に入力します

住宅ラベリングシートの作成から説明まで



省エネルギーに関する設計時の数値を、「きた住まいるサポートシステム」に入力



「住宅ラベリングシート」を作成 → 見える化



きた住まいるサポートシステムから「住宅ラベリングシート」を印刷



「住宅ラベリングシート」を使って、建築主に住宅の省エネ性能を説明

北海道建築指導センターでは、住宅完成時に住宅履歴情報の保管契約をすると、「住宅ラベリングシート」を30年間お預かりします。

きた住まいるサポートシステムで、「省エネ基準への適合性に関する説明書」を印刷できます。
 建築主への説明時には、『説明書』と『住宅ラベリングシート』を印刷してください。



『説明書を出力』をクリックすると

説明書

省エネ基準への適合性に関する説明書

2021年4月1日

北方太郎 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【建築物に関する事項】

所在地：北海道札幌市西区●●3丁目●●

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

- 適合
- 不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

【建築士に関する事項】

氏名：喜多須舞瑠

資格：二級建築士 北海道知事登録第(石)12345号

【建築士事務所に関する事項】

名称：北方型住宅建築事務所

所在地：札幌市

区分（一級、二級、木造）：二級建築士事務所

（備考）

- ・BELS、設計性能評価を取得済みです。
- ・省エネ基準からの削減率などの詳細は住宅ラベリングシートを参照してください

国が示した
参考様式で
出力可能

説明書の作成から出力まで

きた住まいるサポートシステム の入力画面

『住宅の詳細情報』画面

『省エネ基準への適合性に関する説明書を出力』
クリック！



『説明書』の内容入力画面

『説明書』の内容入力画面

『説明書を出力』
クリック！

・省エネ基準への適合性を入力
・基本情報は自動入力されます

きた住まいるサポートシステム

検索

<https://support.kita-smile.jp/>



◆お問い合わせ先◆

(一財)北海道建築指導センター 企画総務部企画総務課

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル 8F

TEL. 011-241-1893 (平日 9:00~17:30) FAX. 011-232-2870

